

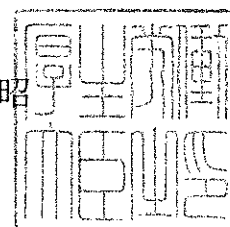
厚生労働省発食安0215第79号

平成22年2月15日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長 妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び同条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

MCPA





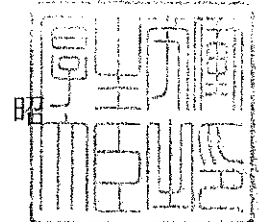
厚生労働省発食安0215第80号

平成22年2月15日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長 妻



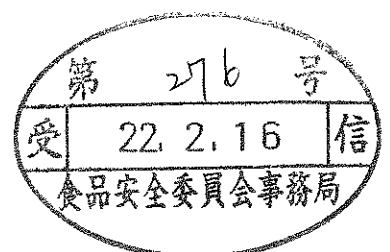
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び同条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

グリホサート



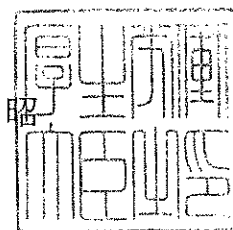
厚生労働省発食安0215第81号

平成22年2月15日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長 妻



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び同条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ピリダベン



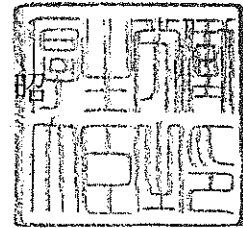


厚生労働省発食安0215第78号
平成22年2月15日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長 妻



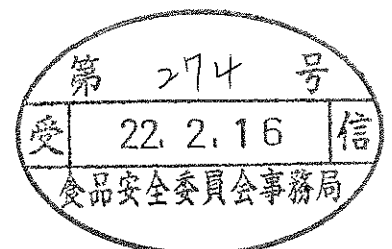
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

ジノテフラン

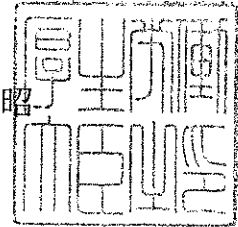




厚生労働省発食安0215第82号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



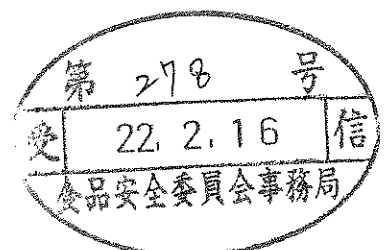
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

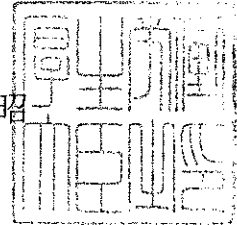
トルフェナム酸



厚生労働省発食安0215第83号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



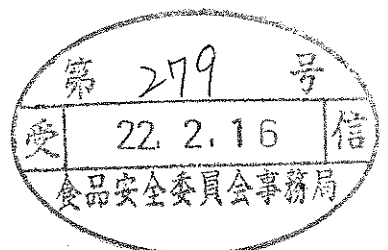
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

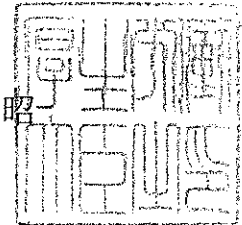
プロペタンホス



厚生労働省発食安0215第84号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



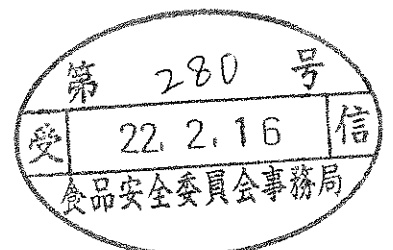
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

クロキサシリン

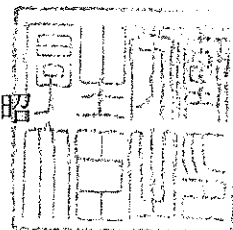




厚生労働省発食安0215第85号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



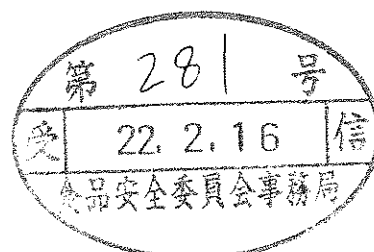
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

ジョサマイシン

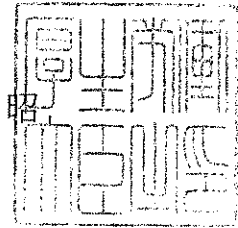




厚生労働省発食安0215第86号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

チアムリン

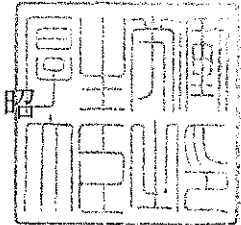




厚生労働省発食安０２１５第８７号
平成２２年２月１５日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）第２４条第２項の規定に基づき、下記事項に係る同法第１１条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第１１条第１項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる飼料添加物及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

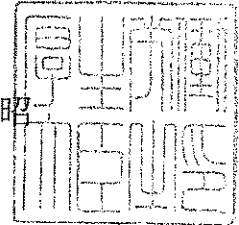
フラボフォスフォリポール



厚生労働省発食安0215第63号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

アスタキサンチン

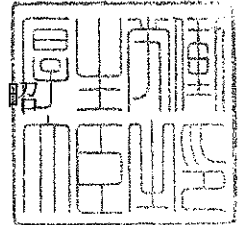




厚生労働省発食安0215第1号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



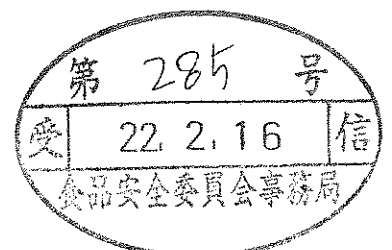
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

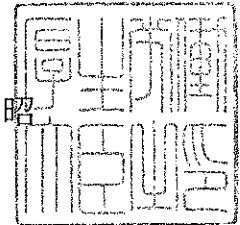
アスパラギン



厚生労働省発食安0215第64号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



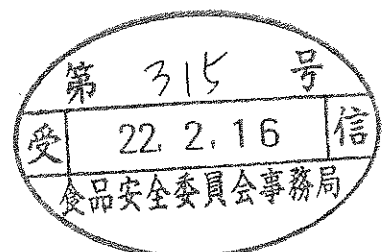
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

β -アポー8'-カロチン酸エチルエステル

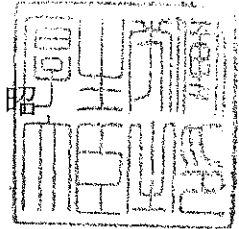




厚生労働省発食安0215第2号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



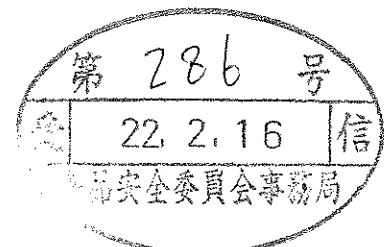
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

アラニン

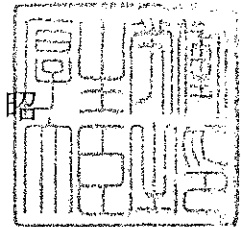




厚生労働省発食安0215第3号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



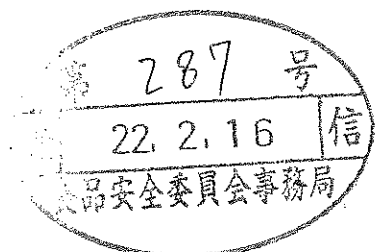
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

アルギニン

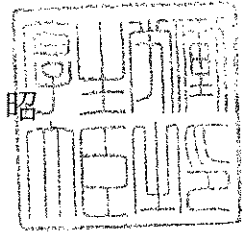




厚生労働省発食安0215第45号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



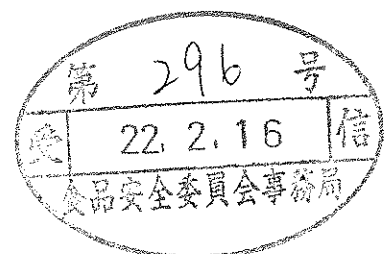
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

イノシトール

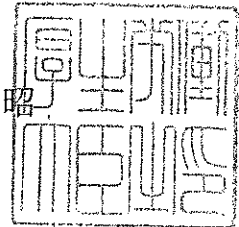




厚生労働省発食安0215第55号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



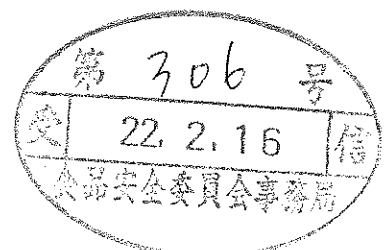
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

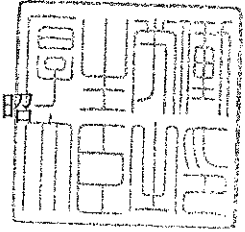
カルシフェロール



厚生労働省発食安0215第56号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



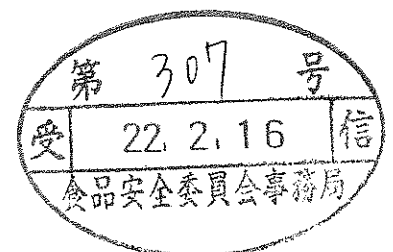
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

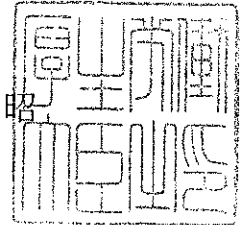
β -カロテン



厚生労働省発食安0215第60号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

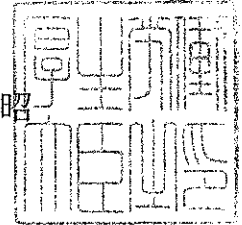
クエン酸



厚生労働省発食安0215第4号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

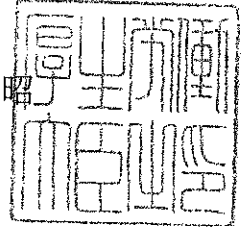
グリシン



厚生労働省発食安0215第5号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



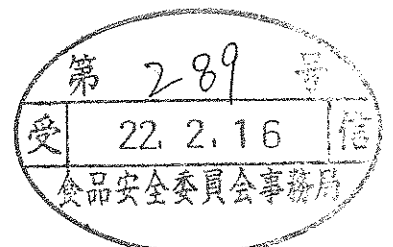
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

グルタミン

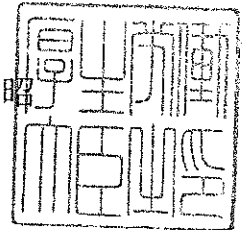




厚生労働省発食安0215第46号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

コバラミン

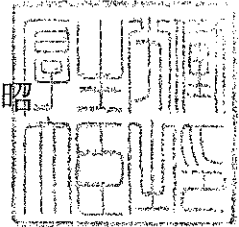




厚生労働省発食安0215第47号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



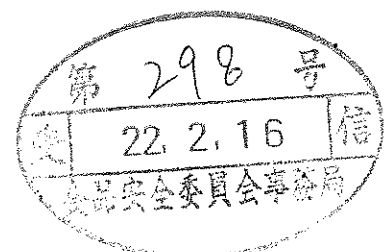
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

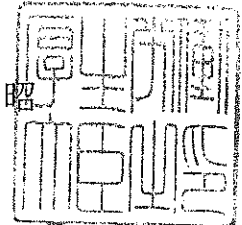
コリン



厚生労働省発食安0215第61号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

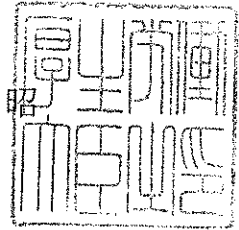
酒石酸



厚生労働省発食安0215第6号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



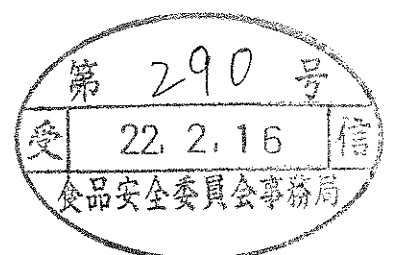
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

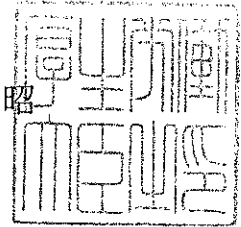
セリン



厚生労働省発食安0215第48号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



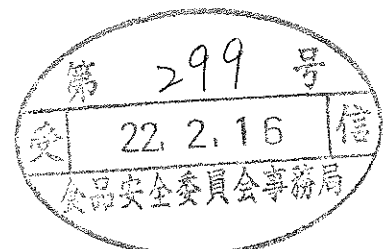
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

チアミン

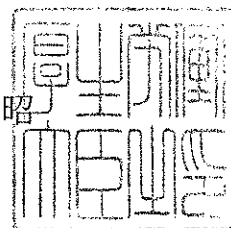




厚生労働省発食安0215第7号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

チロシン

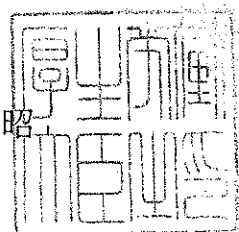




厚生労働省発食安0215第65号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



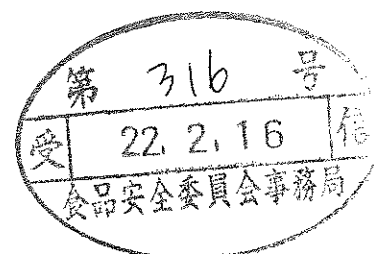
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

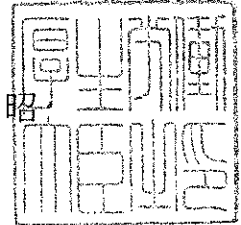
トウガラシ色素



厚生労働省発食安0215第57号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

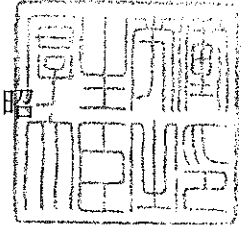
トコフェロール



厚生労働省発食安0215第49号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



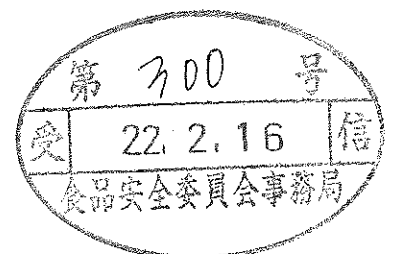
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

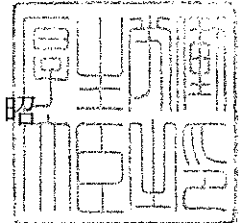
ナイアシン



厚生労働省発食安0215第62号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



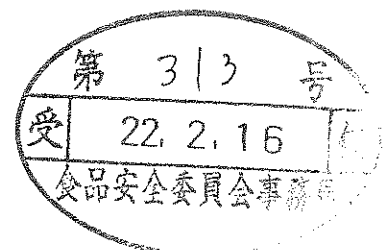
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

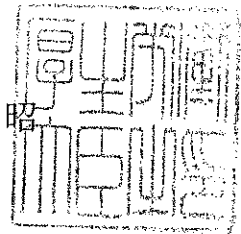
乳酸



厚生労働省発食安0215第8号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

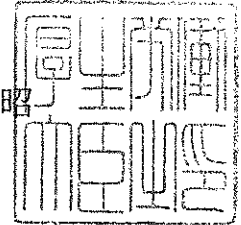
バリリン



厚生労働省発食安0215第50号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

パントテン酸



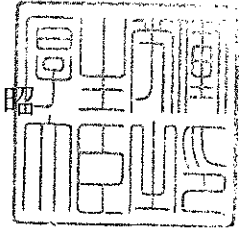
厚生労働省発食安0215第51号

平成22年2月15日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

ビオチン

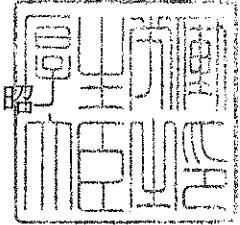




厚生労働省発食安0215第9号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

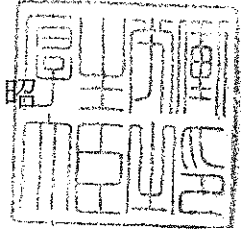
ヒスチジン



厚生労働省発食安0215第52号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



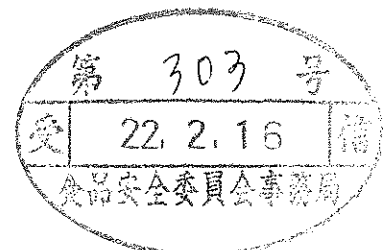
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

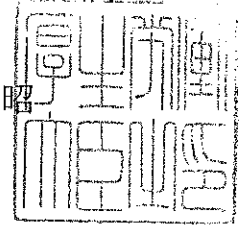
ピリドキシン



厚生労働省発食安0215第66号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

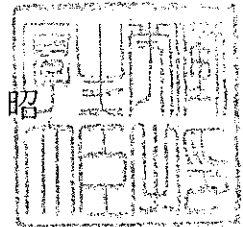
マリーゴールド色素



厚生労働省発食安0215第10号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

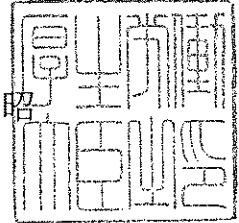
メチオニン



厚生労働省発食安0215第58号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



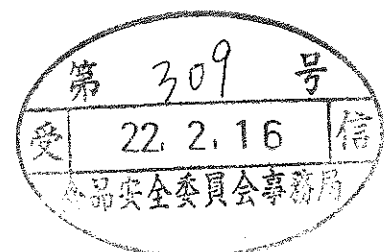
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

メナジオン



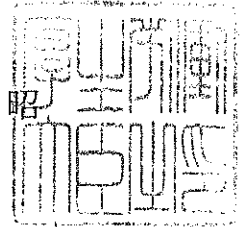
厚生労働省発食安0215第53号

平成22年2月15日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

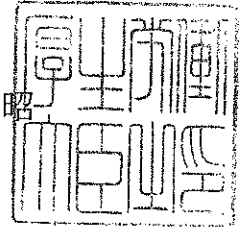
葉酸



厚生労働省発食安0215第54号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



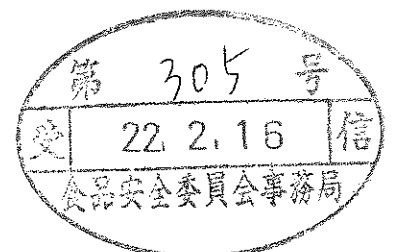
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

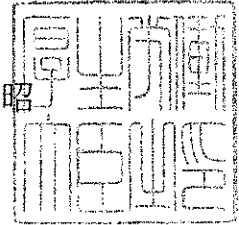
リボフラビン



厚生労働省発食安0215第59号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



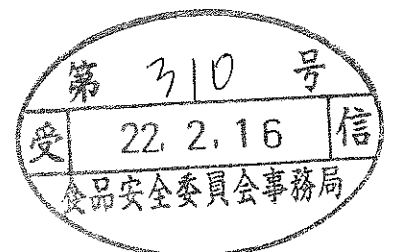
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

レチノール

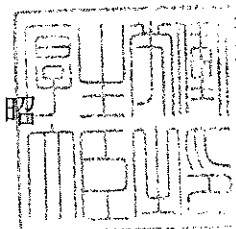




厚生労働省発食安0215第44号
平成22年2月15日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

ロイシン





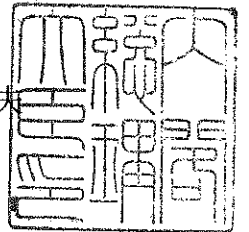
消 食 表 第 4 1 号

平 成 2 2 年 2 月 1 5 日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫



食品健康影響評価について

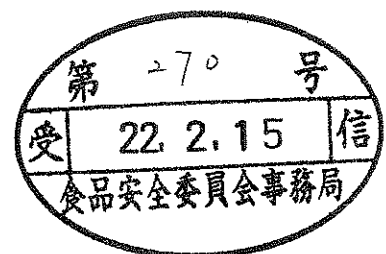
健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第4条第1項の規定に基づき、下記に掲げる食品について特定保健用食品に係る健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の許可を行うことに係る食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

ピュアカム葉酸

ピュアカム葉酸MV

まめちから 大豆ペプチドしょうゆ



食品健康影響評価の審議状況

(平成22年2月17日現在)

区分	要請件数	うち 21年度分	自ら評価	合計	評価終了	うち 21年度分	意見 募集中	審議中
添加物	99	7	0	99	86	9	3	10
農薬	514	39	0	514	295	54	15	204
うちポジティブリスト関係	198	9	0	198	105	21	9	84
うち清涼飲料水	93	0	0	93	20	3	1	72
うち飼料中の残留農薬基準	2	2	0	2	0	0	0	2
動物用医薬品	285	31	0	285	240	23	4	41
うちポジティブリスト関係	65	2	0	65	41	8	3	21
化学物質・汚染物質	55	1	2	57	36	7	0	21
うち清涼飲料水	48	0	0	48	29	5	0	19
器具・容器包装	13	6	0	13	4	0	0	9
微生物・ウィルス	4	0	1	5	5	1	0	0
プリオン	11	0	2	13	11	0	1	1
かび毒・自然毒等	4	0	2	6	4	0	0	2
遺伝子組換え食品等	105	21	0	105	86	14	0	19
新開発食品	69	7	0	69	62	8	0	7
肥料・飼料等	112	40	0	84	28	2	0	56
うちポジティブリスト関係	72	37	0	72	6	2	0	66
肥飼料・微生物合同	1	0	0	1	1	0	0	0
新開発・添加物合同	1	0	0	1	0	0	0	1
食品による窒息事故に関する ワーキンググループ	1	1	0	1	0	0	0	1
合計	1274	153	7	1253	858	118	23	372

(注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。

2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。

3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成22年2月17日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質32物質及び農薬84物質)
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※
16/ 7/ 2	農	蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること ※
16/10/29	農	動物用医薬品 ・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル 10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)、・オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液)、・ アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)〈耐性菌関連〉
16/12/16	－	微生物・ウイルス 微生物の定量的リスク評価ガイドラインの策定及び優先順位を付けて個々の微生物リスク評価を求めること(牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス、カキを主とする二枚貝中のノロウイルス) ◎ 3
16/12/24	厚	農薬 スピノサド
17/2/14	厚	農薬 ジコホール
17/3/28	厚	添加物 リン酸一水素マグネシウム
17/4/11	厚 農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤
17/6/21	厚	添加物 ポリビニルピロリドン
17/8/5	厚 農	動物用医薬品 ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))、スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム、ドラメクチン、ホスホマイシンナトリウム、スルファメトキサゾール、トリメトプリム、セファピリンベンザチン、セファピリンナトリウム

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※
17/12/19	厚	動物用医薬品 スピノサド
18/4/24	農	動薬 ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%散)
18/5/9	厚	農薬 ホルペット
18/5/22	厚	添加物 サッカリンカルシウム、
18/5/22	厚	農薬 ヨウ化メチル
18/7/18	厚	農薬 (ジコホール、ホルペット、スピノサド) ☆
18/7/18	厚	動物用医薬品 (アンピシリン、イベルメクチン、オルビフロキサシン、スルファメトキサゾール、セファピリン、トリメトプリム、ホスホマイシン、メロキシカム、スピノサド) ☆
18/9/4	厚	農薬 フルアジナム☆
18/9/4	厚	動物用医薬品/飼料添加物 タイロシン ☆
18/10/16	厚	動物用医薬品 ノルフロキサシン☆
18/11/6	厚 農	動薬 リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンプレミックス「A」2%、同10%、同20%)、
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆、ラクトフェン☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆、ドキシサイクリン☆、リンコマイシン☆、
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆
19/2/6	厚	添加物 乳酸カリウム
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、エリスロマイシン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆、セファレキシム☆、レバミゾール☆
19/ 3/ 6	厚	農薬 プロパルギット<一部☆>、アラクロール☆、エトフメセート☆、トリチコナゾール☆、ハロスルフロンメチル☆、フルアジナム
19/3/6	厚	飼料添加物(抗菌性物質) ナラシン☆、モネンシン☆ 2
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシニコメロン酸二プロピル☆、クラブラン酸☆、ジシクラニル☆、メベンダゾール☆
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆、クロルスロン☆、スルファジメトキシム☆、スルファモノメトキシム☆ 4
19/4/10	厚	農薬 イソキサフルトール☆、 1

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
19/4/10	厚	農薬/動物用医薬品 アバメクチン☆	2
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	
19/5/22	厚	動物用医薬品フェノキシメチルペニシリン☆、ベダプロフェン☆、リファキシミン☆	3
19/6/5	厚	農薬 イマザピックアンモニウム塩☆、イマザメタベンズメチルエステル☆、フルメツラム☆、メソスルフロンメチル☆、スルフエントラゾン☆	5
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆	1
19/7/13	厚	農薬 グルホシネート<一部☆>	2
19/8/2	厚	添加物 プロテイングルタミナーゼ、5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム	2
19/8/6	厚	農薬 エトベンザニド、ジチアノン<一部☆>、フルシラゾール<一部☆>	5
19/8/21	厚	農薬 アルジカルブ☆、アルドキシカルブ☆、ブプロフェジン<一部☆>	4
19/8/28	厚	動薬 ジクロキサシリン☆	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	1
19/10/12	厚	農薬 モリネート<一部☆>、ブタクロール	3
19/10/30	厚	農薬 シヘキサチン、アミトロール<一部☆>、ジメタメリン<一部☆>、アゾシクロチン及びシヘキサチン☆	6
19/11/12	厚	農薬 ビリミノバックメチル	1
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆>	2
19/12/10	厚	遺伝子組換え食品等 耐熱性α-アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統	1
19/12/10	農	遺伝子組換え飼料 耐熱性α-アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統	1
19/12/18	厚	農薬 アセトクロール☆、オキシフルオルフェン☆、ピコリナフェン☆、フルフェナセツ☆、クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	6
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/3/3	厚	農薬 スピネトラム、1, 3-ジクロロプロペン<一部☆>、シクラニリド☆	4
20/3/11	厚	農薬 アシフルオルフェン☆、アミノエトキシビニルグリシン☆、酸化プロピレン☆、トリブホス☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、ブロディファコウム☆、ベノキサコール☆	9
20/3/11	厚・農	動薬 トルトラズリルを有効成分とする牛び豚の強制経口投与剤(牛用バイコックス、豚用バイコックス)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン(ノビリス MG 6/85)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン(“京都微研”、ポールセーバー MG)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン(MG 生ワクチン(NBI))、トリレオウイルス感染症生ワクチン(ノビリス Reo 1133)	10

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
20/3/25	厚	農薬 TCMTB☆、イプロバリカルブ☆、エタルフルラリン☆、スルホスルフロン☆、ノルフルラゾン☆、ピメトロジン☆、ピリデート☆、フツ化スルフリル☆、ベンスルフロンメチル☆、ベンフルラリン☆	10
20/4/1	厚	農薬 アラクロール	1
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/6/2	厚	農薬 ペンディメタリン＜一部☆＞	2
20/6/2	厚・農	動薬 トビシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン 40、水産用フジペニン 20、水産用フジペニン P)、トビシリン	2
20/6/17	厚	農薬 フルミオキサジン☆	1
20/7/8	厚	農薬 アセフェート☆、エトプロホス☆、クロキンセツメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆	5
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/8/18	厚	農薬 ダイアジノン	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
20/9/9	厚	農薬 プロパクロール☆	1
20/9/12	厚	飼料添加物 エフロマイシン☆	1
20/9/12	厚	飼料添加物(抗菌性物質)アビラマイシン☆	1
20/12/9	厚	農薬 メミノストロビン＜一部☆＞	2
21/1/20	厚	農薬 フェンチオン＜一部☆＞、フラメビル＜一部☆＞	4
21/1/30	厚・農	動薬 アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(アレンジャー10、アレンジャー30)	2
21/2/2	厚	遺伝子組換え食品等 NIA1718 株を利用して生産されたインペルターゼ	1
21/2/3	厚	農薬 エチクロゼート＜一部☆＞	2
21/2/3	厚	農薬／動薬 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、トリアゾホス☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	9
21/2/23	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシ DP-098140-6(食品・飼料)	2
21/3/3	厚	動薬 モネパンテル	1
21/3/10	厚	動薬 セファゾリン☆、ダノフロキサシン☆、ナナフロシン☆、ピランテル☆、プリフィニウム☆	5
21/3/10	厚	飼料添加物(抗菌性物質) ビコザマイシン☆	1
21/3/19	-	オクラトキシンA、デオキシニバレノール及びニバレノール、食品中のヒ素◎	3

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
21/3/24	厚	農薬 ピリダリル、メコナゾール、トリフルラリン＜一部☆＞、パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	6
21/3/24	厚	動薬 アザペロン☆	2
21/3/24	厚	農薬／動薬 ジクロロボス及びナレド☆	2
21/4/27	生*	こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について	1
21/4/28	厚・農	遺伝子組換え食品等 高オレイン酸含有ダイズ DP-305423-1(食品・飼料)	2
21/6/9	厚	農薬 フルオピコリド、フェントエート＜一部☆＞	3
21/8/4	厚	農薬 スピネトラム、ピリベンカルブ	2
21/9/10	厚	添加物 ブチルアミン	1
21/10/6	厚・農	遺伝子組換え食品等 イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9(食品・飼料)、乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統(食品・飼料)	4
21/10/27	厚	農薬 シアゾファミド、チオベンカルブ、フルベンジアミド、フロニカミド、トリシクラゾール＜一部☆＞	6
21/10/21	農	農薬 イミダクロプリド＜飼＞、クロルピリホス＜飼＞	2
21/11/2	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統(食品・飼料)、チョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統(食品・飼料)	4
21/11/10	厚	添加物 フェネチルアミン	1
21/11/20	厚	農薬 エタボキサム	1
21/11/20	厚・農	動薬 豚インフルエンザ・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(フルシユア ER)、ピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ)、鶏伝染性ファブリキウス嚢病(抗血清加)生ワクチン(バーサ・BDA)の再審査、豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ(1・2・5型)感染症・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”ピッグウイン-EA)の再審査、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント加)不活加ワクチン(レスピフェンド MH)の再審査、鶏コクシジウム感染症(ネカトリックス)生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒生ワクチン(Neca)の再審査	12
21/11/20	厚・農	ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)	2

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会ですら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

生*:内閣府国民生活局

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
21/11/26	厚	添加物 トリメチルアミン	1
21/12/1	厚・農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統	2
21/12/14	厚	農薬 エチプロール、キャプタン、フラザスルフロン☆	3
21/12/14	厚	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	6
22/1/5	厚	農薬 アセキノシル■、インダノフェン■	2
22/1/5	厚	農薬及び動薬 イソプロチオラン■	2
22/1/5	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus oryzae</i> MT2181 株を利用して生産されたキシラナーゼ■	1
22/1/19	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統とトウモロコシ 1507 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した次の4品種は除く)■	1
22/1/18	消	特定保健用食品 ポリフェノール茶■、リプレS■、トリグリティー■、ミドルケア粉末スティック■	4
22/1/25	厚	農薬 イミダクロプリド■、イミノクタジン<一部☆>■、シクロプロトリン<一部☆>■、スピロジクロフェン<一部☆>■	7
22/2/2	厚	添加物 1-ペンテン-3-オール、3-メチル-2-ブテノール	2
22/2/1	厚 農	動薬 豚増殖性腸炎乾燥生ワクチン(エンテリゾール イリアイトIS TF,同 FC,同 HL,同 HC)■、牛クロストリジウム感染症5種混合(アジュバント加)トキシノイド(“京都微研、キャトルウイン-CI5)の再審査■	4
22/2/1	農	動薬 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)の再審査(抗菌性の動薬のため担当は肥・飼料専門調査会)■	1
22/2/16	厚	農薬 MCPA<一部☆>■、グリホサート<一部☆>■、ピリダベン<一部☆>■	6
22/2/16	厚	農薬及び動薬 ジノテフラン■	2
22/2/16	厚	動薬 トルフェナム酸☆、プロペタンホス☆	2
22/2/16	厚	動薬 クロキサシリン☆、ジョサマイシン☆、チアムリン☆ (全て抗菌性の動薬のため担当は肥・飼料専門調査会)	3
22/2/16	厚	動薬及び飼料添加物 フラボフォスフォリポール☆(飼料添加物と共通の動薬のため担当は肥・飼料専門調査会)	1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆、アスパラギン☆、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆、アラニン☆、アルギニン☆、イノシトール☆、カルシフェロール☆、β-カロテン☆、クエン酸☆、グリシン☆、グルタミン☆、コバラミン☆、コリン☆、酒石酸☆、セリン☆、チアミン☆、チロシン☆、トウガラシ色素☆、トコフェロール☆、ナイアシン☆、乳酸☆、パリン☆、パントテン酸☆、ビオチン☆、ヒスチジン☆、ピリドキシン☆、マリーゴールド色素☆、メチオニン☆、メナジオン☆、葉酸☆、リボフラビン☆、レチノール☆、ロイシン☆ 33
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸■、ピュアカム葉酸 MV■、まめちから大豆ペプチドしょうゆ■ 3

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)

Ⅱ 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
20/6/26～7/25	農薬 フルアジナム＜一部☆＞★	2
21/3/12～4/10	農薬 ピメトロジン☆★	1
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
21/6/18～7/17	農薬 ピリミノバックメチル★	1
21/6/25～7/24	農薬 アルジカルブ☆、アルドキシカルブ☆★	2
21/9/17～10/16	農薬 グルホシネート＜一部☆＞★	2
21/10/22～11/20	添加物 添加物に関する食品健康影響評価指針★	
21/10/29～11/27	農薬 フェンチオン＜一部☆＞＜清涼飲料水＞★	3
21/10/29～11/27	動薬 レバミゾール☆★	1
21/11/26～12/25	添加物 ブチルアミン、フェネチルアミン★	2
21/12/3～22/1/1	我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価(オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリー)◎★	
21/12/17～22/1/15	牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価★	
22/1/7～2/5	添加物 トリメチルアミン★	1
22/1/14～2/12	農薬 メトミノストロビン＜一部☆＞★	2
22/1/14～2/12	動薬 クロルスロン☆、メベンダゾール＜一部☆＞★	3
22/1/21～2/19	農薬 イソキサフルトール☆	1
22/1/28～2/26	農薬 オキシフルオルフェン☆	1
22/2/4～3/5	農薬 エトプロホス☆	1
22/2/4～3/5	遺伝子組換え食品等 高オレイン酸含有ダイズ DP-305423-1(食品)	1

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成21年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
21/4/2	厚	添加物 プロピオンアルデヒド	1
21/4/2	厚	農薬 パクロブトラゾール<一部☆>、ミルベメクチン<一部☆>	4
21/4/9	厚	農薬 アジムスルフロン☆	1
21/4/9	厚 農	鶏伝染性気管支炎生ワクチン(4-91 株)(ノビリス IB4-91)の再審査	2
21/4/16	厚	農薬 シフルフェナミド☆、プロスルホカルブ	2
21/4/23	厚	農薬 イプロベンホス<一部☆>	2
21/4/30	厚	農薬 イソチアニル	1
21/4/30	厚	新開発食品 アガリクスを含む食品(製品名:キリン細胞壁破碎アガリクス顆粒)	1
21/4/30	厚	新開発食品 アガリクスを含む食品(製品名:仙生露顆粒ゴールド及びアガリクスK2ABPC 顆粒)※	2
21/5/14	厚	農薬 エスプロカルブ、スピロテトラマト	2
21/5/14	厚	遺伝子組換え食品等 GGI 株を利用して生産された L-グルタミン	1
21/5/21	厚	添加物 6-メチルキノリン	1
21/5/21	厚	農薬 ミクロブタニル☆、クロランスラムメチル☆	2
21/5/28	厚	農薬 アジンホスメチル☆	1
21/6/4	厚	新開発食品 グルコバスター カプセル	1
21/6/11	厚	農薬 ジメテナミド<一部☆>	2
21/6/18	厚	動薬 クレンブテロール☆	2
21/6/18	農	塩酸クレンブテロールを有効成分とする馬の経口投与剤(ベンチプルミン-シロップ)の再審査、塩酸クレンブテロールを有効成分とする牛の注射剤(プラニパート)の再審査	2
21/6/25	厚	農薬 スピロメシフェン、ビフェントリン	2
21/6/25	厚	動薬 カルプロフェン☆	1
21/6/25	厚	飼料添加物 ノシヘプタイド☆	1
21/6/25	内厚農	体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性※	1
21/6/25	厚 農	微生物・ウイルス 微生物の定量的リスク評価ガイドラインの策定及び優先順位を付けて個々の微生物リスク評価を求めること(鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ)◎	1
21/7/9	厚	農薬 プロパモカルブ<一部☆>、農薬 メチオカルブ☆	3
21/7/9	厚	遺伝子組換え食品等 パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ 55-1 系統	1
21/7/16	厚	添加物 フルジオキシニル	1
21/7/16	農	農薬 フルジオキシニル☆、フルシラゾール<一部☆>	3

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成21年度続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
21/7/23	厚	添加物 亜塩素酸ナトリウム、3-メチル-2-ブタノール	2
21/7/23	厚	農薬 クロメプロップ<一部☆>、プロチオコナゾール	3
21/7/30	厚	農薬 ビリフルキナゾン、メトラクロール<一部☆、(清涼飲料水)>	4
21/7/30	厚	動薬 カラゾロール☆	1
21/7/30	厚	遺伝子組換え食品等 XAS 株を利用して生産されたヘミセルラーゼ	1
21/8/6	厚 農	動薬 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ)混合生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン(TAM))の再審査、動薬 豚サーコウイルス(2型)感染症(1型-2型キメラ)(デキストリン誘導体アジュバント加)不活化ワクチン(スパキシン PCV2/スパキシン PCV2 FDAH)、ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン(アビテクト NB/TM)	6
21/8/6	厚	動薬 牛及び豚用インターフェロンアルファ経口投与剤	1
21/8/20	厚	汚染物質 米のカドミウムの成分規格の改正	1
21/8/20	厚	清涼飲料水関連 クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホルム、総トリハロメタン	5
21/8/27	厚	添加物 5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン	1
21/8/27	厚	農薬 ベンダイオカルブ☆、ピリミスルファン	2
21/8/27	厚	新開発食品 ヘルシアコーヒー 無糖ブラック、ヘルシアコーヒー マイルドミルク、麦の葉うまれの食物繊維	3
21/9/3	厚	農薬 ビリプロキシフェン	1
21/9/3	厚	遺伝子組換え食品等 pCHI 株を利用して生産されたキチナーゼ	1
21/9/10	厚	農薬 アミスルプロム	1
21/9/10	厚 農	動薬 性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジブテリアトキソイド結合物を有効成分とする豚の注射剤(インプロバック)	2
21/10/1	厚	動薬 ケトプロフェン☆、ピペラジン☆	2
21/10/1	厚	動薬/飼料添加物 オラキンドックス☆	2
21/10/1	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統と除草剤グルホシネート耐性トウモロコシT25系統を掛け合わせた品種	1
21/10/8	厚	添加物 2-エチル-5-メチルピラジン	1
21/10/15	厚	汚染物質 カドミウム及びその化合物に係る水道により供給される水の水質基準の改正について	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成21年度続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
21/10/22	厚	農薬 キザロホップエチル<一部☆>、ペントキサゾン、トリネキサパックエチル☆	4
21/10/22	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統	1
21/10/29	農	遺伝子組換え飼料 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統	1
21/11/5	厚	農薬 クロルフェナピル	1
21/11/5	厚	遺伝子組換え食品等 GLU-No.2 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム、PHE-No.2 株を利用して生産された L-フェニルアラニン、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統	3
21/11/12	厚	添加物 イソペンチルアミン	1
21/11/12	農	遺伝子組換え飼料 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統	1
21/11/19	厚	農薬 エトフェンブロックス<清涼飲料水>	2
21/12/3	農	農薬 チジアズロン☆	1
21/12/3	厚 農	動薬 ニューカッスル病・マレック病(ニューカッスル病ウイルス由来F蛋白遺伝子導入マレック病ウイルス1型)凍結生ワクチン(セルミューンN)	2
21/12/3	厚	遺伝子組換え食品等 ARG-No.2 株を利用して生産された L-アルギニン	1
21/12/17	厚	農薬 1-メチルシクロプロペン、メプロニル<一部☆><清涼飲料水>	4
22/1/7	厚	農薬 塩酸ホルメタネート☆、メキシフェノジド	1
22/1/7	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了している4品種は除く)	1
22/1/14	厚	農薬 シエノピラフェン	1
22/1/14	厚	動薬 フルベンダゾール☆	1
22/1/21	厚	添加物 ケイ酸マグネシウム	1
22/1/21	厚	農薬 シフルメトフェン	1
22/1/28	厚	農薬 アゾキシストロビン、プロピリスルフロ	2
22/1/28	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統と除草剤グルホシネート耐性ワタ LLCotton25 系統を掛け合わせた品種■	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

*印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅳ その他

通知日	通知先	件 名
16/1/30	厚 農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚 農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する 評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高 度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
19/9/13	厚 農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準